

令和5年度の都道府県別 募集定員上限について

臨床研修医の募集定員倍率

第31回医師需給分科会
令和元年11月27日
一部改変

○ 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。

このため、平成22年度の研修から都道府県別の募集定員上限を設定し、平成27年度には1.22倍まで縮小。今後、令和2年度には約1.1倍まで、令和7年度には約1.05倍まで縮小させる。



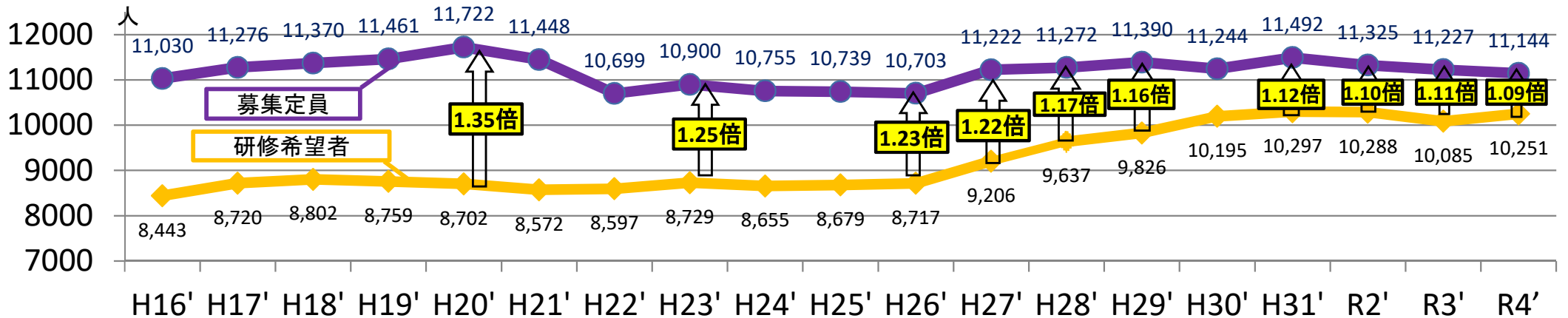
- 研修医の募集定員には、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず、全国の募集定員の総数が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大

- 都道府県の募集定員について上限設定

- 平成27年度の約1.22倍から、令和2年度の約1.1倍、令和7年度の約1.05倍まで縮小させる

$$\frac{\text{全国の臨床研修募集定員数}}{\text{全国の臨床研修希望者数}} = \text{臨床研修医の募集定員倍率 (平成27年度 約1.22倍)}$$

研修医の募集定員、研修希望者数、募集定員倍率の推移



令和3年度研修からの都道府県別募集定員上限の算出方法

- 研修医の都市部への集中を抑制するため、国は毎年度、全国の募集定員上限を設定の上、各都道府県の募集定員上限を設定。
- 各都道府県の募集定員上限は、研修医総数を①「人口分布」又は②「医学部入学定員」のうち有利な方で按分して算出した①基本となる数に、②地域枠による加算、③地理的条件等による加算をした上で、④激変緩和を行い算出（下図参照）。

令和3年度研修からの都道府県別募集定員上限の算出方法

■ 全国の募集定員上限

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
 ※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■ 各都道府県の募集定員上限

①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

②医学部入学定員

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②のうち有利な方で按分して算出した①「基本となる数」

人口分布による算出の1.2倍が限度

②地域枠による加算

$$\text{地域枠入学者数} \times 1.09^{※1}$$

③地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※3}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
 ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

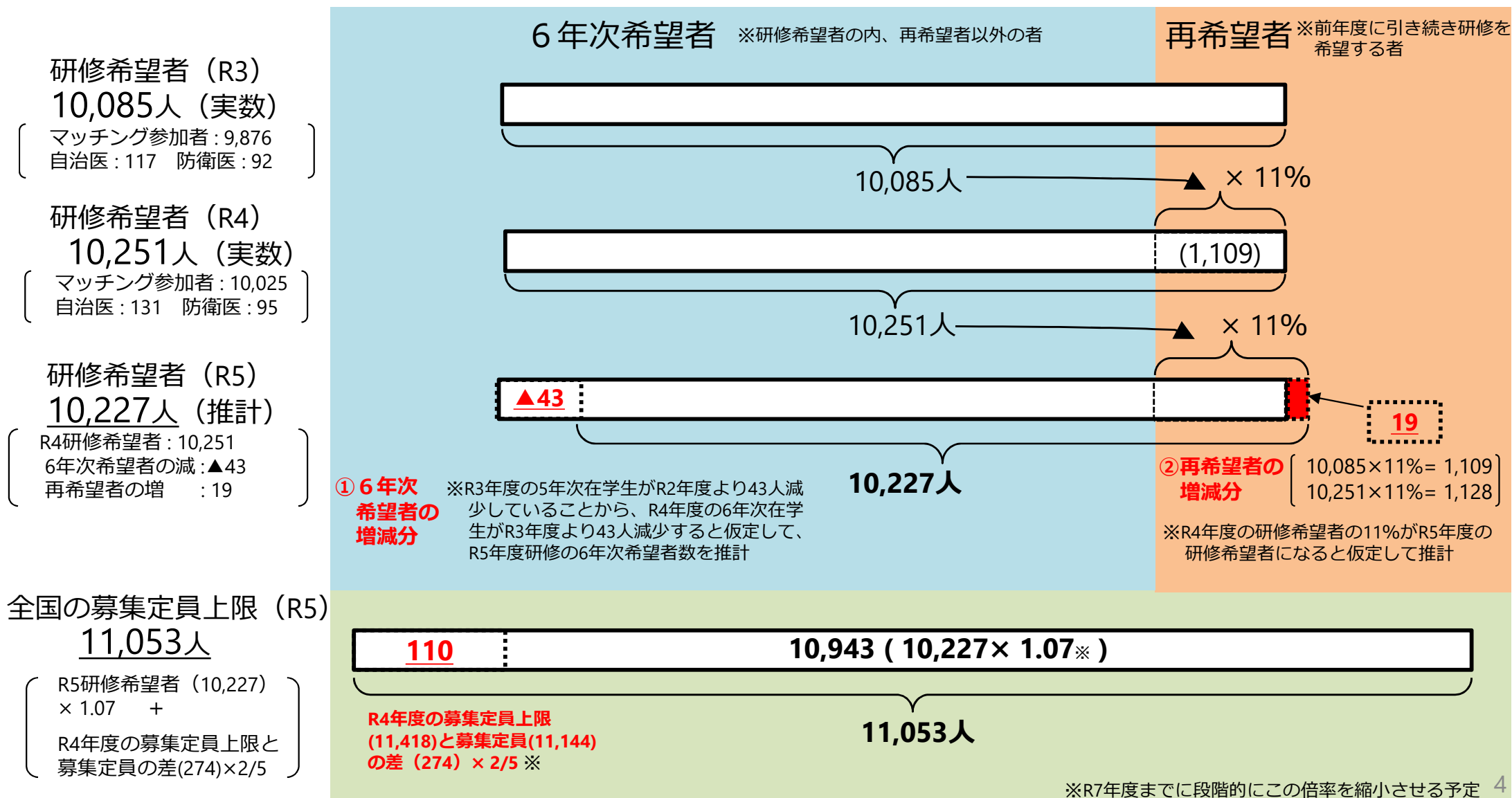
④激変緩和(直近の採用数保障)

①～③の合計が直近の採用数に満たない場合、直近の採用数を当該都道府県の上限とする

研修希望者数の推計方法及び全国の募集定員上限の設定方法

令和5年度の研修希望者数（推計）は、令和4年度の研修希望者数（実数）に、

- ① **6年次希望者の増減分**（令和3年度の5年次在学生の令和2年度からの増減分により推計） 及び
 - ② **再希望者の増減分**（令和4年度の研修希望者の11%が令和5年度の研修希望者になると仮定して推計）
- を加減して算出。



令和5年度の都道府県別募集定員上限の算出方法の変更点について①

■ 激変緩和措置における調整対象都道府県の変更について

- 都道府県別の募集定員上限は、現行の算出方法では、研修医総数を①「人口分布」又は②「医学部入学定員」のうち有利な方で按分して算出した③基本となる数に、④地域枠による加算、⑤地理的条件等による加算をして、「仮上限」を算出。
この「仮上限」が、直近の採用数に満たない都道府県については、⑥激変緩和措置として、募集定員上限を直近の採用数まで増加（「仮上限」に上乗せ）させることとしている。
- 令和5年度研修における激変緩和措置の対象は4都道府県であり、合計166人分を「仮上限」に上乗せすることが必要となる。
この166人分は、残りの43都道府県の「仮上限」から定員を削減することで捻出*することとなる。

* 削減数は、直近（令和3年度）の各都道府県の採用数を踏まえた按分により算出
- しかしながら、激変緩和を行うにあたり、残りの都道府県の「仮上限」から定員が削減されるため、募集定員上限を全て病院に配分してきた都道府県においては、都道府県内の定員配分調整が困難となることから、これまで一部の地方自治体から算出方法の見直しが見込まれている。
- このため、今回「仮上限」から定員を削減することとなる43都道府県のうち、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外としてはどうか。

令和5年度の都道府県別募集定員上限の算出方法の変更点について②

■各都道府県における募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算について

- 令和5年度の全国の募集定員上限は11,053人であり、令和4年度の11,418人から3.2%減少している。すなわち、全体の募集定員上限の減少率は3.2%であり、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」のうち、募集定員上限の減少率がこれを上回る都道府県は、定員配分調整が特に困難となると考えられる。
- このため、これらの都道府県に対して、募集定員上限に加算することとしてはどうか（ただし、激変緩和措置の対象の都道府県を除く。）。加算数は、これらの都道府県の募集定員上限の減少率が、全体の募集定員上限の減少率である3.2%になるまで、としてはどうか。

■外国人留学生への対応について

- 外国人留学生（日本で医学的知識・技能を修得した後、帰国する予定の者）は、仮に臨床研修を日本で受けたとしても、臨床研修を行った都道府県において、長く診療に従事することは期待できず、いずれは帰国することとなる。
- このような外国人留学生のうち、大学との間で、臨床研修を行う都道府県が予め定められている者を受け入れる都道府県への配慮として、令和5年度から、研修を行う都道府県への将来的な定着が期待できる一般の研修医とは別途の定員を措置してはどうか。

■外国の医学部卒業後、日本の医師免許を取得した者への対応について

- 近年、外国の医学部卒業後、臨床研修のマッチングを経て、日本の医師免許取得後、我が国で臨床研修を行うケースがある。
- 予めその人数や希望する臨床研修先（都道府県）の把握は困難であるが、臨床研修の募集定員上限の設定や都道府県への配分を行う上で、どのような対応が考えられるか、今後検討することとしてはどうか。

令和5年度の都道府県別募集定員上限算出の対応方針(案)

■全国の募集定員上限(11,053人)

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{*1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{*2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小

※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

③ 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方}^*}{\text{①と②の多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

④ 地域枠による加算

$$+ \text{地域枠入学者数} \times 1.07 \text{ (今回の倍率)}$$

⑤ 地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※3}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
 ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

⑥ 激変緩和(直近の採用数保障)

- ・①～③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
 - ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

⑦ 募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

- ・①～④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

⑧ 外国人留学生に係る加算

- ・日本で臨床研修を行う外国人留学生を受け入れる予定の都道府県に加算する

※①～④については、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で各都道府県に配分するもの。

⑤及び⑥については、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの。

※赤字部分は令和4年度からの変更点

医師偏在対策が必要な都道府県への加算について

- 現行の算出方法は、令和元年11月の医師需給分科会で、それまでの算出方法の偏在是正効果が弱まっていることが指摘されたことを受け、令和3年度研修から導入しているもの。
具体的には、「地理的条件等による加算」のうち「人口10万人対医師数」及び「高齢化率」を用いた加算について、「医師偏在指標を用いた加算」（(3)医師少数区域の人口、(4)都道府県間の医師偏在状況）に改めたところ。
- ただし、この「医師偏在指標を用いた加算」は、
 - ・「全国の募集定員上限」から、
 - ・「①基本となる数」、「②地域枠による加算」、「③地理的条件等による加算」（(1)100km²当たり医師数、(2)離島の人口）
を減じた「残余分」の範囲内で行うもの。
- このため、「全国の募集定員上限」を年々縮小させている中においては、「残余分」も減少している。その結果、「医師偏在指標を用いた加算」の数が年々減少し（下図参照）、偏在是正効果が弱まっている状況にある。
- これらを踏まえ、医師少数県である、医師少数区域を有するなど、医師偏在対策を講じて医師を養成・確保することが必要な都道府県が、例えば医師少数区域において、地域医療に配慮した研修プログラムを新たに実施する場合に加算することを検討してはどうか。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国の募集定員上限	11,946人	11,418人	11,053人
医師偏在指標を用いた加算の人数 ((3)医師少数区域の人口 (4)都道府県間の医師偏在状況)	1,342人 (11.2%)	778人 (6.8%)	433人 (3.9%)

- 現行の募集定員上限の算出方法は、全国の募集定員上限を、令和7年度までに段階的に研修希望者数の1.05倍にするという方針の下で運用している。
- 令和8年度研修以降の募集定員上限の算出方法については、医師偏在の状況、都道府県の意見等を踏まえて、その枠組みから見直しを検討することとしてはどうか。
その際に考慮すべき事項として、どのようなものが考えられるか。